

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	1	人権問題
分科会	7	人権対策分科会	調整項目	1	人権擁護委員

中条町担当	総務課	人権啓発係	担当者名	
黒川村担当	住民課	人権啓発係	担当者名	

現況			調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																		
人権擁護委員	<p>現在4名の人権擁護委員を推薦している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期 <ul style="list-style-type: none"> 委員の任期は3年 (平成13年7月1日から平成16年6月30日)3名 (平成14年12月1日から平成17年11月30日)1名 推薦方法 <ul style="list-style-type: none"> 議会の同意を得て新潟地方法務局新発田支局を経由して法務大臣に推薦する。 推薦条件 <ul style="list-style-type: none"> 新任の候補者は65歳以下、再任は75歳未満である。 活動内容 <ol style="list-style-type: none"> 現在、委員は新発田人権擁護委員協議会に所属し、その中で中条町、黒川村の2町村で北部部会を組織している。 街頭啓発活動 2回/年(露店市場開催日に30分) 特設人権相談所の開設 2回/年(中央公民館において、午前10時から3時) 研修活動 2回/年(若宮児童館において、午前10時から12時) 	<p>現在2名の人権擁護委員を推薦している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期 <ul style="list-style-type: none"> 委員の任期は3年 (平成13年7月1日から平成16年6月30日)1名 (平成13年9月1日から平成16年8月31日)1名 推薦方法 <ul style="list-style-type: none"> 同左 推薦条件 <ul style="list-style-type: none"> 同左 活動内容 <ol style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 同左 	<p>委員の定数は6人とし、任期は法令で定めるところとし、その他の事項については、現行のとおりとする。</p>																	
関係法令等	人権擁護委員法(昭和24・5・31・法律139号)	同左	<p>財政への影響額 単位:千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>112</td> <td>112</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	94	94	0	黒川村	18	18	0	計	112	112	0
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町	94	94	0																	
黒川村	18	18	0																	
計	112	112	0																	